

II 外国人不法行為法と域外適用否定の推定則

—Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 133 S. Ct. 1659 (2013)—

1 事 実

外国人不法行為法 (Alien Tort Statute, 28 U. S. C. §1350, 以下「ATS」と略称する。) は、アメリカ合衆国が当事国となっている条約および慣習国際法 (law of nations⁽¹⁾) の違反によって被害を受けた外国人による不法行為訴訟について、合衆国地方裁判所が第一審裁判管轄権を有すると規定する。

被上訴人であるオランダ石油会社 (Royal Dutch Petroleum Company) とシェル会社 (Shell Transport and Trading Company, p.l.c.) は、それぞれオランダとイングランドにおいて合併した持ち株会社であり、ナイジェリアにおけるその合弁会社であるナイジェリアシェル会社 (Shell Petroleum Development Company of Nigeria, Ltd.) は、ナイジェリアの Ogoniland における石油の調査および生産に従事していた。

Ogoniland 住民であった上訴人によると、Ogoniland の関係住民が、ナイジェリア・シェル会社の操業による環境への影響に抗議を始めた後、被上訴人たちはナイジェリア政府に対して、急増するデモを暴力的に抑圧するように協力を求めたとされる。1990年代を通して、ナイジェリア軍および警察が Ogoni 村を攻撃し、むち打ち、強姦、殺害、および住民の逮捕、そして財産を破壊しまたは略奪したと、上訴人は主張する。上訴人は、さらに、被上訴人たちは、ナイジェリア軍が被上訴人の所有地を、攻撃のための移動部隊基地 (staging ground) として使用することを認めただけでなく、ナイジェリア軍に食料、

(1) ATS における国際法 (law of nations) は、慣習国際法を指す。慣習国際法は、合衆国裁判所において、連邦コモン・ローとして適用される。すなわち、あくまで国内法として適用されるのである。この点については、小沼史彦 [Sosa v. Alvarez-Machain, 542 U.S. 692 (2004) —Alien Tort Statute (ATS) は、管轄権に関する法であって、新たな訴訟原因を創設するものではないことを明らかにした上で、ATS の適用に当たって、訴訟原因となるコモン・ローとしての慣習国際法を、裁判所が認定する権限を認めた事例] 『アメリカ法』2005年1号153-157頁 (2005) において、焦点を当てた。

輸送そして補償を提供することによって、残虐行為を教唆および幫助したと訴える。

主張された残虐行為の後に、上訴人たちは、政治的亡命により合衆国へと移動し合法的住民となり、外国人不法行為法に基づく管轄権および慣習国際法の下での救済要求を主張して、ニューヨーク南部地区合衆国地方裁判所に訴訟を提起した。

上訴人によると、被上訴人は、(1) 裁判によらない処刑 (extrajudicial killings), (2) 人道に対する犯罪 (3) 拷問および残虐な取り扱い, (4) 恣意的な逮捕および抑留, (5) 生命, 自由, 安全, および団結の権利に対する侵害 (violations of the rights to life, liberty, security, and association), (6) 強制国外退去, および (7) 財産の破壊を示唆および幫助したことによって慣習国際法に違反した。

地方裁判所は、これらの訴えを根拠付けるとして主張された事実につき、国際法違反を生じさせていないという理由で、第1, 第5, そして第7の主張を退けた。裁判所は、残りの主張に関する被上告人による訴え却下の申立てを拒否したが、しかし、§1292 (b) にしたがった仮の上訴 (its order for interlocutory appeal pursuant to §1292 (b)) のための命令を下した。

合衆国第2巡回区控訴裁判所は、慣習国際法が企業の不法行為責任を認めていないという理由で、訴えをすべて却下した⁽²⁾。

合衆国最高裁は、その問題を考慮するためにサーシオレイライを許可した⁽³⁾。口頭弁論の後で、補足的な準備書面を求め、追加的問題を検討させた。それは、「ATSは、合衆国以外の国家の領域内で生じる国際法違反を理由に、裁判所が訴訟原因を承認することを認めるか否か、そしてそれはいかなる状況の下か」である⁽⁴⁾。最高裁は、口頭弁論を再び開いた後に、以下のように、原判決を維持する判決を下した。

2 争点

本件における争点は、(1) ATSにも、域外適用否定の推定則が適用されるか否か、および(2) ATSに域外適用否定の推定則が適用される場合に、本件においては、その推定が覆されるか否か、である

(2) 621 F. 3d 111 (2d Cir. 2010).

(3) 132 S. Ct. 1738 (2012).

(4) *Id.*

3 判決

原審判決を維持。(1) ATSにも域外適用否定の推定則は適用され、(2) 本件ではその推定は覆されない。

法廷意見は、Roberts 首席裁判官が執筆。Scalia, Kennedy, Thomas, および Alito の各裁判官が同調。

Kennedy 裁判官の同意意見, Alito 裁判官の同意意見 (Thomas 裁判官が同調), および Breyer 裁判官が結論同意意見 (concurring in the judgment) (Ginsburg 裁判官, Sotomayor 裁判官, 各 Kagan 裁判官が同調) を提出。

4 判決理由

(1) 域外適用否定の推定則の適用について

1789年裁判所法の一部として成立してから、ATSは18世紀末に2回援用された。しかし、それから続く167年間、たった1度しか援用されていない。

ATSは、地方裁判所が一定の訴えを審理する管轄権を定めたが、いかなる訴訟原因も明確には規定しなかった。しかしながら、当裁判所は、Sosa 判決⁽⁵⁾において、第一回連邦議会は、当該規定が「死産」になることは意図していなかったと判示した。管轄権の授権は、コモン・ローが控えめな数の国際法違反を理由とした訴訟原因を提供するであろうとの理解に基づき立法されたとするのが最善の解釈であるとした。当裁判所は、それ故に、連邦裁判所が「連邦コモン・ローの下で、そのような違反に関する個別の請求を認めると判示した。しかし、当裁判所は、Sosa 判決において、「恣意的な逮捕および抑留」を理由とした上訴人の主張を、明確な内容と文明国の受容がないとして棄却した。

ここでの問題は、上訴人がATSの下で、適切な主張をしたか否かではなく、主張が、外国の領域で行われた行為にまで届くか否かである。被上訴人は、ATSの下での主張が、第一義的には、域外適用否定の推定則として知られる制定法の解釈原則に規律され、上訴人の主張は域外の適用には届かないとして争った。域外適用否定の推定則は、「制定法に域外適用についての明確な指示がないときには(域外への)適用がない⁽⁶⁾」とするものであり、そして、合衆国法は国内問題に関して統治し、世界を支配しないという推定を反映す

(5) Sosa v. Alvarez-Machain, 542 U.S. 692 (2004).

(6) Morrison v. National Australia Bank, Ltd., 130 S. Ct. 2869, 2878 (2010).

る⁽⁷⁾。

当裁判所がすでに説明したように、この推定は、「我国の法と他国の法との、国際的な軋轢を生じさせようような意図しない衝突を防ぐことに役立つ⁽⁸⁾」。

「裁判所が、国際関係のデリケートな領域に立ち入るためには、明確に表明された議会の肯定的意図が存在していなければならない。[議会]のみが、国際的な不一致が明らかであり、かつ報復的行動が確実であるかを判断する、かなりの重要性を持つ政策決定を公正に行うために必要な能力を有するのである⁽⁹⁾」。域外適用否定の推定則は、政治部門が明らかに意図していない外交政策上の結果をもたらすような合衆国法の解釈を、司法権が誤って採用しないようにする役割を果たす。

裁判所がこの推定を典型的に適用するのは、行為を規律する合衆国法が、外国で適用されるか否かを識別するためである⁽¹⁰⁾。ATSは、直接的に行為を規制しまたは救済を与えていない。その代わりに、十分に明確な国際法の規範に基づく一定の訴訟原因を、連邦裁判所が認めることを許している。しかし、当裁判所は、域外適用否定の推定則の基礎にある法解釈の原理は、同様に、ATSの下で持ち込まれる訴訟原因を裁判所が考慮するときにも拘束すると考える。

(2) 域外適用否定の推定則を覆す事実があるか否かについて

上訴人は、仮にこの推定が適用されたとしても、ATSの文言、歴史、そして目的は、ATSの下でもたらされた訴訟原因を支持し、域外適用否定の推定則を覆すと主張して争う。

たとえ管轄権に関する規定であっても、連邦議会は、国外で生じた行為に連邦法を適用する意図を示すことができることは事実である⁽¹¹⁾。しかし、この

(7) Microsoft Corp. v. AT & T Corp., 550 U.S. 437 (2007).

(8) EEOC v. Arabian American Oil Co., 499 U.S. 244 (1991) (Aramco).

(9) Benz v. Compania Naviera Hidalgo, S. A., 353 U.S. 138 (1957).

(10) See, e.g., Aramco, *supra*, at 246 (「これらの判例では、市民的権利に関する法律第7編が、海外で合衆国市民を雇用する合衆国の雇用主の雇用慣行を規制するために、域外適用されるか否か」である。域外適用の問題は「本案問題 (merits question) であり、管轄権の問題ではなかった。他方で、ATSは、「厳格に管轄に関する」); Morrison, *supra*, 130 S. Ct. at 2877. 他方で、ATSは、「厳格に管轄権に関する」ものである。Sosa, 542 U.S., at 713.

(11) See, e.g., 18 U.S.C. §1091 (e) (2006 ed., Supp. V) (これらの事柄の間に、訴えられた違反者が「合衆国に存在する」のであれば、「どこで違反が行われ

推定を覆すためには、ATS が、「域外適用の明確な意図」を示していることが必要であるだろう。しかし ATS はそれを示していない。

ATS の文言には、連邦議会が同法の下での訴訟原因が域外適用の範囲とすることを意図していたことを示唆するものは何もない。ATS は、国際法違反を理由とする外国人による不法行為訴訟を取り扱うが、域外への適用を含意していない。外国人に影響を与えるような国際法違反は、合衆国の内でも外でも生じうる。「あらゆる民事訴訟」という文言は、外国で行われた不法行為への適用を示唆するわけではない。「any」や「every」のような一般的な語が、域外適用否定の推定則を覆さないことは、十分に確立している。

上訴人たちは、「不法行為」という語を使用することによって、第一回連邦議会が、外国領域において生じうる域外適用性のある越境的な不法行為 (extraterritorial transitory torts) に対して管轄権を規定することを、必然的に意図したと主張する。

しかしながら、越境的な不法行為の理論の下、他の文明国の法域において訴訟原因が生じる場合に、当事者に権利の回復を許すための唯一の正当化理由は、それがその場所において訴訟原因であるという十分に根拠のある確信である。

ATS が制定された歴史的経緯も、同法が域外適用否定の推定則を克服するために制定されたことを立証をするものではない⁽¹²⁾。

Sosa 判決において、当裁判所は、連邦議会が ATS を制定した当時、Blackstone が、「国際法に対する三つの主要な違反」を定義していたと説明した。それは、安導券の侵害、外交使節の権利の侵害、そして海賊行為である。

最初の 2 つの違反は域外適用の必要がない。実際に、Blackstone は法廷地国内で生じた行為に関して記述している。ATS が成立する数年前には、外交官の権利侵害に関する悪名高い事件が 2 件起きている。海賊行為は、典型的には公海上で行われるものであり、合衆国または他の全ての国の領域を超えたものである⁽¹³⁾。合衆国の法を海賊に適用することは、合衆国の主権的意思を、

たにかかわらず」ジェノサイド罪違反に対して管轄権を規定する。)

(12) See *Morrison, supra*, 130 S. Ct. 2869. 海外で発生した訴訟原因に法律の適用があるか否かを決定する際に、法律の成立経緯を考慮することは可能である。

(13) See 4 W. Blackstone, *Commentaries on the Laws of England* 72 (1769) 「コモン・ローによると、海賊行為は、公海上における、陸で行われたならばその場所で重罪となるであろう強盗および略奪行為の実行から成る」。

他国の管轄領域で生じた行為に課すものではなく、あまり直接的な外交政策の重要な結果を引き起こすことはない。海賊行為は、一般的に、いずれの国家の管轄権内でも行われるものではないので、あらゆる国にとって、どこで発見されても、法的規律の対象 (fair game) であった⁽¹⁴⁾。

結局のところ、国際規範を執行するために合衆国を独自に親和的な法廷地とするように ATS が制定されたことを示すものは何もない。Story 裁判官が「世界全体の風紀監視官 (custos morum) であるかのように振る舞った国はない…」と付け加えたように⁽¹⁵⁾。

第一回連邦議会が彼らの生まれたばかりの共和国が一国際的な承認を受けるために苦労して一最初にそのような国になることを欲したとの推定は信じがたい。実際に、本件当事者は、従順な国であれ強国であれ、いかなる国もそのようなことをしたと推定できるようなものを示していない。

実際に、そのような訴訟原因を規定することは、外交的衝突を回避するにはほど遠く、むしろ衝突を生じさせる。近年の経験は、そのことを証明している⁽¹⁶⁾。さらに、上訴人の見解を受け入れることは、合衆国内あるいはその他世界中のいたるところで生じた国際法違反の申立てを理由に、他国もまた国際法を適用して合衆国市民をその法廷へ引き立てることを含意する。域外適用否定の推定則は、我々の裁判所が、そのような外交政策上の深刻な結果への引き金を引くことがないように監視し、そして代わりに、そのような決定を、極めて適切に、政治部門に任せているのである。

ゆえに、当裁判所は、域外適用否定の推定則は、ATS の下でなされる損害賠償請求に適用され、そして、この法律においては、この推定を覆すものは何もないと結論づける。本件には何も域外適用性を明確に示すものはない。そして、上訴人の主張は、合衆国領域外で生じた国際法違反の救済を求めるもので

(14) See 4 Blackstone, *supra*, at 71.

この記述は、海賊は人類共通の敵 (*hostis humani generis*) であるとして、全ての国が管轄権を行使できる (むしろ行使すべきである) とする、海賊に対する国家管轄権行使についての普遍主義 (あるいは世界主義) の考え方を表わしているといつてよい。

(15) United States v. The La Jeune Eugenie, 26 F. Cas. 832, 847 (No. 15, 551) (CC. Mass. 1822).

(16) See Doe v. Exxon Mobil, 654 F. 3d 11 (Kavanaugh, J., dissenting in part) カナダ, ドイツ, インドシナ, パプア・ニュー・ギニア, 南アフリカ, スイス, 及び英国による最近の ATS 域外適用への反対を列挙する。).

あり，却下される。

(3) 同意意見

1 Kennedy 裁判官の同意意見と Alito 裁判官の同意意見

Kennedy 裁判官と Alito 裁判官は，それぞれの同意意見において，深刻な人権侵害については，連邦議会によるより詳細な制定法の仕組みの望ましさと，本件が域外適用否定の推定則に該当することに同意しつつ，同推定則を適用しない場合として，法律の規律目的が外国での行為を含む場合を検討し，さらなる緻密さや詳細な説明が求められるであろうことを述べる。

2 Alito 裁判官の同意意見

結論には同意するが，法廷意見がより狭いアプローチをとったのに対して，広いアプローチをとる。その国内行為 (domestic conduct) が，Sosa 判決が要求する明確さおよび文明諸国間の受容を満たした国際法規範の違反に達するまでは，想定される ATS の訴訟原因は，域外適用否定の推定則の内にあり，却下されたとする。

3 Breyer 裁判官の結論同意意見 (concurring in the judgment)

Breyer 裁判官は，Sosa 判決の枠組で考えるべきであるとし，本件の場合には，ATS に管轄権を与えるには，当事者および関連する行為 (parties and relevant conduct) と合衆国との十分な結びつきが欠けていたという⁽¹⁷⁾。

5 判例研究

(1) ATS 訴訟の今後

1980年の Filartiga 判決⁽¹⁸⁾以降，ATS を使った国際人権訴訟が盛んに行われるようになった。Filartiga 判決では，ATS が現代の慣習国際法に基づく新たな訴訟原因を創設する旨判示したが，その後，ATS の解釈は，巡回区ごと

(17) Sosa 判決が示した考え方は，ATS は，管轄権に関する法律であり，新たな訴訟原因を規定するものではないが，ATS の立法時に国際法違反だったものと同等なほど明確な慣習国際法があれば，連邦コモン・ローとして訴訟原因となりうる。また，権力分立の観点からは，連邦裁判所は，アメリカ法の一部 (連邦コモン・ローとして) である慣習国際法の認定については慎重でなければならないとした。

Sosa 判決については，宮川成雄「外国人不法行為法の裁判管轄権—Sosa v. Alvarez-Machain, 124 S. Ct. 2739 (2004)」『比較法学』39巻1号272-277頁 (2005) がある。

(18) Filartiga v. Pena-Irala, 630 F. 2d 876 (2d Cir. 1980).

に判断が割れていた。2004年の Sosa 判決は、合衆国最高裁として、初めて ATS という訴訟原因について判断をくだし、ATS が認める訴訟原因を、極めて限定的に解釈した。しかし、外交使節の権利侵害、安導券の侵害、そして海賊に匹敵するような慣習国際法規範に対する違反については、訴訟の可能性を残していた。

本判決では、さらに、ATS にも域外適用否定の推定則の適用があるとの見解を明らかにした。このことによって、今後、ATS を使った国際人権訴訟はさらに困難になったといえる。それ故、社会的な反響も大きかった。

域外適用否定の推定則の ATS への適用について、法廷意見は緩やかな適用を行っているという印象を受ける。合衆国との結びつきがよほど強くなければ、外国で行われた慣習国際法違反には、合衆国裁判所の管轄権を否定する判断が容易に行われるように思われる。それに対して、域外適用否定の推定則の適用を、より緻密かつ詳細に行おうとする同意意見や、違反があったとされる規範の重大性も重視する、結論同意意見が出されたことも見逃せない。

ATS に域外適用否定の推定則の適用があること自体は明確になったものの、解釈原則の適用の仕方については、合衆国最高裁の確固たる見解が示されたとは、必ずしもいえないと思われる。

(2) TVPA, Mohamad 判決⁽¹⁹⁾ との関係

本判決と同時期に、合衆国最高裁は、拷問被害者保護法 (Torture Victim Protection Act of 1991, TVPA) に関する Mohamad 判決において、TVPA は法人に対する適用がないことを明らかにした。

Sosa 判決で示されたように、ATS が対象とする連邦コモン・ロー違反の訴訟原因は、ATS 立法当時に慣習国際法違反とされていた、外交使節の権利侵害、安導券の侵害、および海賊行為に相当する程度に確立された慣習国際法でなければならない。また、慣習国際法違反を合衆国裁判所で扱うためには、議会の意図が明確となっている個別具体的な法律が存在することが望ましい。これらの点については、本判決においても、法廷意見、同意意見ともに意見が一致している。

現時点では、その個別具体的な法律としては、TVPA があるが、Mohamad 判決において、法人への適用が否定されたのである。

Mohammad 判決と本判決を合わせることによって、いわゆる多国籍企業に

(19) Mohamad v. Palestinian Authority, 132 S. Ct. 1702 (2013).

よる海外での重大な人権侵害について、合衆国裁判所で争うことは困難になったと考えられる。

(3) 国際的企業活動、企業の責任

そのことは、国際的に展開する多国籍企業の責任の問題にも関わる。たとえば、ある多国籍企業の現地法人が、自国民の人権を大規模に侵害している現地政府の支援を行うであるとか、あるいは、自社の利益を最大化するために、奴隷労働ともいえるような劣悪な労働環境・労働条件で、現地の従業員を使用するといった場合に、企業の責任を問えるか否かという問題である⁽²⁰⁾。

本件控訴審では、企業がATSに基づく不法行為訴訟の被告となりえないことが判決理由であったこと（2対1）で、企業が国際人権法の違反にあたるような行為を行っても、訴えることが出来なくなったとして批判を呼んだ。しかし、稲角論文が指摘するように、企業の国際人権法違反は、慣習国際法上確立していないという議論は、国際刑事法を前提としたものになっている⁽²¹⁾。つまり、ATSにおける民事訴訟の「被告」となりうるかという論点に対して、国際犯罪の「被告人」となりうるかという問題への解答を適用していると考えられる。問題とそれに対する解答の道筋が、ずれてしまっているのである。

合衆国最高裁判決が、この論点によって訴えを退けたのではないことは注目される。控訴審でも、少数意見が多数意見を批判していたが、ATS訴訟の被告から企業を排除した場合は、多国籍企業の活動に対しては、人権法上どんなに問題のあることをしていても、ATSでは責任を追及できないという問題が生じるのである。

本判決では、企業が被告となりえないという問題は扱わなかったものの、代わりに域外適用否定の推定則によって、結論が導き出された。国際法違反の行為については、合衆国との結びつきが管轄権の要件として求められる。さらに、ATSの対象といわれた拷問について具体的に規定し合衆国市民が訴えることができる TVPA に関する Mohamad 事件とセットとなることによって、合衆国外における、企業による人権侵害行為を訴えることは、非常に困難になったといえる。

(20) この問題に関する国際法的な考察としては、稲角光恵「米国内裁判所のスーダン長老教会事件とキオベル事件に見る国際法上の企業責任」『金沢法学』53巻8号99-121頁（2011）（稲角「2011」）、同「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」『法政論集』245号561-583頁（2012）を参照。

(21) 前掲稲角「2011」118-119頁。

また、訴訟原因については、Sosa 判決の考え方を引き継いでいると考えられ、仮に域外適用否定の推定則を覆すほどの、合衆国と違反行為との結びつきが立証できたとしても、海賊などに匹敵するような慣習国際法違反を立証することは至難の業である。ATS を根拠とした、国際人権訴訟のフォーラムとしての合衆国裁判所は、ほとんど門戸を閉じつつあるといってよい。

(小沼 史彦)